

# 練馬区スポーツ振興基本計画（案）

平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)

～スポーツを いつでも どこでも いつまでも～

平成21年(2009年)1月

練馬区



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	1
1.3 計画の期間.....	1
1.4 計画の全体像.....	2
<b>第2章 スポーツを取り巻く環境</b> .....	<b>3</b>
2.1 現代社会の課題とスポーツの役割.....	3
2.2 スポーツに関連する政策等の動向.....	5
<b>第3章 練馬区のスポーツの現況と課題</b> .....	<b>7</b>
3.1 区民のスポーツ実施状況.....	7
3.2 スポーツ施設.....	11
3.3 地域のスポーツクラブ・団体.....	13
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>17</b>
4.1 区のこれまでの主なスポーツ振興施策.....	17
4.2 計画の基本理念.....	18
4.3 計画の基本目標.....	18
<b>第5章 重点プロジェクト</b> .....	<b>19</b>
5.1 「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクト.....	20
5.2 「スポーツ活動をするための地域拠点の確保」プロジェクト.....	21
5.3 「多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進」プロジェクト.....	22
5.4 「スポーツ関係団体との連携強化」プロジェクト.....	23
<b>第6章 施策体系</b> .....	<b>25</b>
6.1 スポーツのための場の整備.....	27
6.2 スポーツへの参加機会の充実.....	29
6.3 スポーツ振興の人材と組織の充実.....	32
6.4 スポーツに関する情報やニーズの把握と活用.....	34
<b>第7章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>35</b>
7.1 計画の推進体制.....	35
7.2 計画のスケジュールと評価.....	36
7.3 スポーツが盛んなまち“ねりま”の発信.....	36

# 第1章 計画の概要

## 1.1 計画策定の趣旨

---

区では、練馬区スポーツ振興基本計画の策定に先立ち、区民のスポーツに関する意識や、スポーツ施設環境を調査するため「スポーツに関する区民意識意向調査(平成18年度)」、「スポーツ振興に関する施設環境調査(平成19年度)」を実施しました。これらの調査により明らかになった現状と課題、区民のニーズ等を踏まえて、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうおいのある生涯スポーツ社会と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”を実現するために、練馬区スポーツ振興基本計画を策定します。

身体を動かすことは、人間が本来持っている欲求のひとつです。スポーツは、その欲求を満たす中で、自己実現や人間的な成長をもたらし、さらに、スポーツを通して人と触れ合うことで、達成感や連帯感をもたらしてくれる文化としての価値を持っています。また、このようなスポーツの価値に加えて、健康・体力の維持増進や気分転換などの効用や、新しいライフスタイルの創出、地域づくり、青少年の健全育成などの波及効果をもたらすことが期待されています。このように、スポーツは、区民の生活や地域を豊かにする大きな可能性を持っています。

本計画では、勝敗や記録を競うスポーツに加えて、身近なところで身体を動かすことや気分転換のための軽い運動・体操、あるいは、自然と親しむ野外活動など、スポーツを幅広く捉えています。また、スポーツを幅広く捉えることに加えて、地域づくりなど、スポーツの波及効果も視野に入れて計画を策定します。

## 1.2 計画の位置づけ

---

本計画は、区の上位計画である「練馬区新長期計画」や他の関連計画との整合性を図るとともに、「スポーツ振興法」(昭和36年制定)ならびに国の「スポーツ振興基本計画」(平成12年策定、平成18年改定、文部科学省)や都の「東京都スポーツ振興基本計画」(平成20年策定)の趣旨を踏まえ、区の生涯スポーツ振興の理念や方向性、取組内容について示すものです。

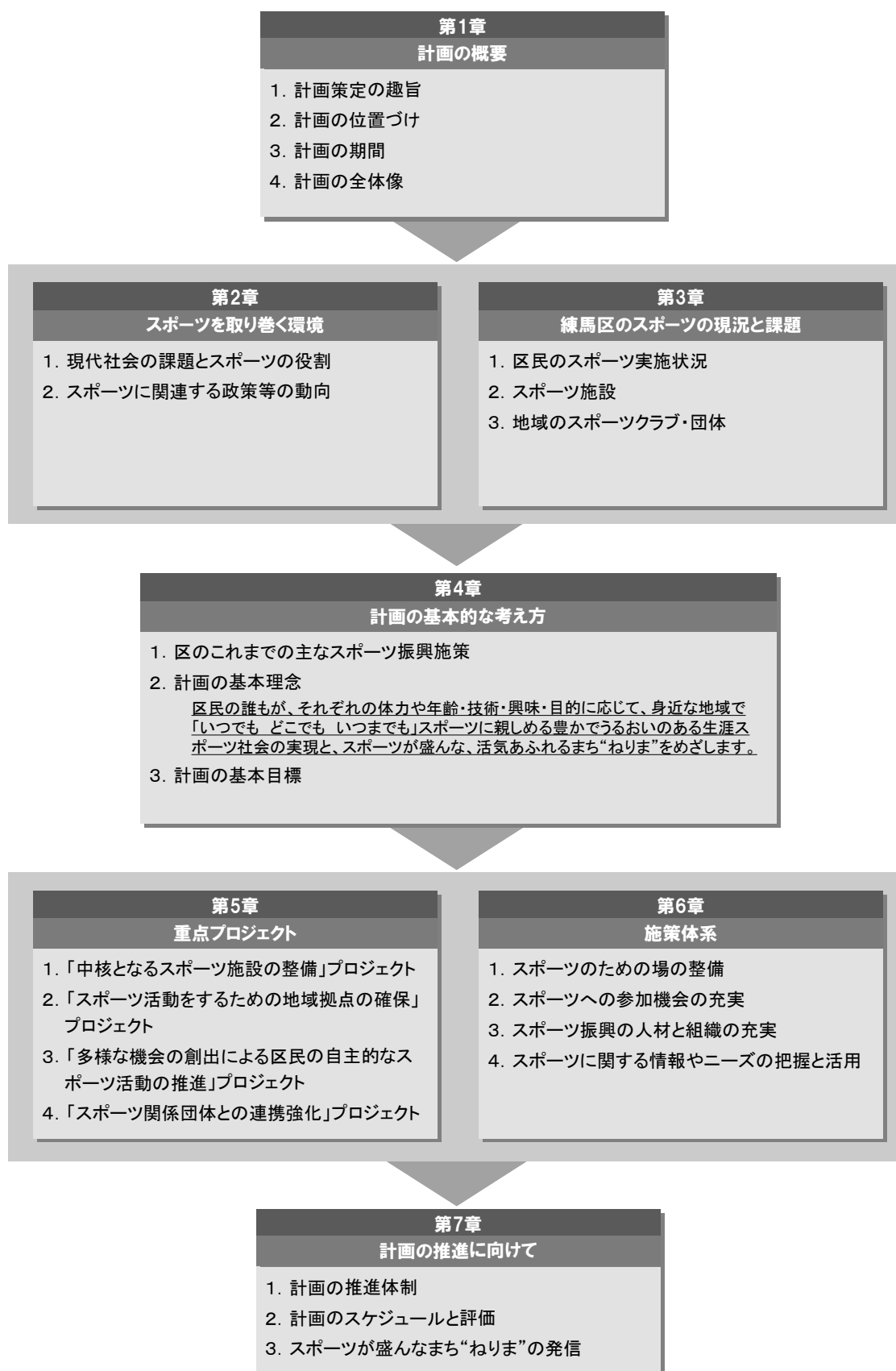
## 1.3 計画の期間

---

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年とします。

## 1.4 計画の全体像

本計画の全体像は以下の通りです。



## 第2章 スポーツを取り巻く環境

### 2.1 現代社会の課題とスポーツの役割

#### (1) 少子・高齢化

全国の65歳以上の人口は、2,771万人(総務省統計局・人口推計、平成20年2月1日確定値)ですが、平成27年(2015年)には3,378万人(国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計)になると推計されています。また、今後、団塊世代の多くが、定年退職を迎えることなどから、高齢者の健康維持はもとより、第二の人生における活動の受け皿や生きがいの創出が地域社会に求められています。

他方、14歳以下の子供の人口は、1,726万人(総務省統計局・人口推計、平成20年2月1日確定値)ですが、平成27年(2015年)には1,484万人(国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計)となり、245万人ほど減少すると推計されています。子供の人口の減少により、兄弟姉妹や近所の同世代の子供との外遊びの機会の減少、コミュニケーションの機会の減少、また、個食化などの生活習慣の乱れなどが課題となっています。

このような社会において、スポーツには、生まれたときから高齢に至るまで心と身体健康づくりを図ること、さらに、スポーツを通して子供に夢を与えること、子供に安心して遊べる場所や機会を提供すること、また、仲間や世代間の交流による豊かな長寿社会の環境づくりに貢献することなどが期待されています。

#### (2) 社会・経済の成熟化

社会や経済が成熟期を迎え、物質的な豊かさよりも心の豊かさが求められるようになってきました。このような社会では、一人ひとりが自分の価値観に基づいた生活を送るために、生活を豊かにするための趣味、家族や地域の人々との関わり方などが重要になり、そのための新たなライフスタイルが求められています。今後は、自分の価値観に基づいた生活や行動が増えていくことが予想されます。

また、社会・経済の成熟化は、情報化や輸送手段の発達などをもたらしています。その結果、人やモノ、情報が、国内外を問わず、短時間で移動する社会となり、人々の生活圈や行動範囲が拡大しています。

このような社会において、スポーツには、多様化した一人ひとりのライフスタイルに対応し、人びとの生活に豊かさをもたらすための自己実現や社会貢献、地域貢献の手段になることなどが期待されています。また、人びとの生活圈の拡がりは、スポーツにも変化をもたらしています。高齢者のトレッキングツアーやスポーツ観戦・交流ツアーなど、活動場所を移動しながら自然やスポーツを楽しむ、新しいスポーツライフが人々に親しまれています。

#### (3) 地域コミュニティの再構築

価値観の多様化は、一方で、生活圈における交流範囲を狭くするという側面を持っています。近所づきあいが減り、隣に住む人の顔を知らないという住民や地域への愛着をあまり感じない住民が、若い世代を中心に増えています。このような地域におけるコミュニケーションの減少は、子供を犯罪や事故から守る地域の安全性、一人暮らしの高齢者を見守る地域の安心感、あるいは、地域ぐるみで子供を育てる地域の教育力など、従来、地域が有していた様々な機能を低下させる可能性があります。また、急激に人口が増加したベッドタウンにおいては、人びとの結びつきや地域での協力や連帯の在り方が、地域社会に大きな変化をもたらしています。

このような社会において、スポーツには、地域の人びとをつなげ、地域に対する愛着を深めるきっかけや手段と

なることで、地域が本来的に有していた安全・安心、教育などの機能を高めることが期待されています。

#### **(4) 情報化、ネット社会**

コンピュータやインターネットの普及などに伴い、大量の情報が氾濫する情報化社会を迎え、世界中の人びとがさまざまな情報や知識を入手、発信できる環境が整いつつあります。また、スポーツにおいては、メディアに取り上げられる機会が増えたことにより、「みる」スポーツの価値や需要が高まっています。

今後、情報化社会はますます進展することが予想されますが、人びとの生活に密着した身近な情報が、大量の情報の中に埋もれてしまわないように、インターネットに限らずさまざまな媒体を活用し、情報提供の在り方や方法を工夫することが必要となります。また、インターネットやメールを介した間接的なコミュニケーションが広がっていますが、人と人が直接的に触れあう機会が減少しないように配慮することも求められます。

このような社会においては、インターネットや他の媒体を効果的に活用して、スポーツや健康に関する情報を広く提供、共有することが求められていると同時に、地域の特性に応じて、身近な情報、必要な情報を地域住民に提供する仕組みを構築することが求められます。また、スポーツがきっかけとなることで、人と人が直接的に触れ合う機会を増やすことが期待されています。

#### **(5) スポーツと健康に関わる領域の広がり**

仕事や子育てを終えた後の第二の人生に対する関心の高まり、生活習慣病に対する不安などから、健康に対する意識がますます高まっています。健康に対する意識の高まりは、医療や介護の重要性はもとより、健康に関連する食品や飲料、健康機器、民間フィットネスクラブの市場拡大など、人々の消費行動やライフスタイルにも影響を与えています。また、身体の健康だけではなく、心理的なストレスによる心の健康も大きな問題となっています。

このような社会において、スポーツには、医療や介護と連携しながら人びとの心身の健康に寄与することが期待されています。

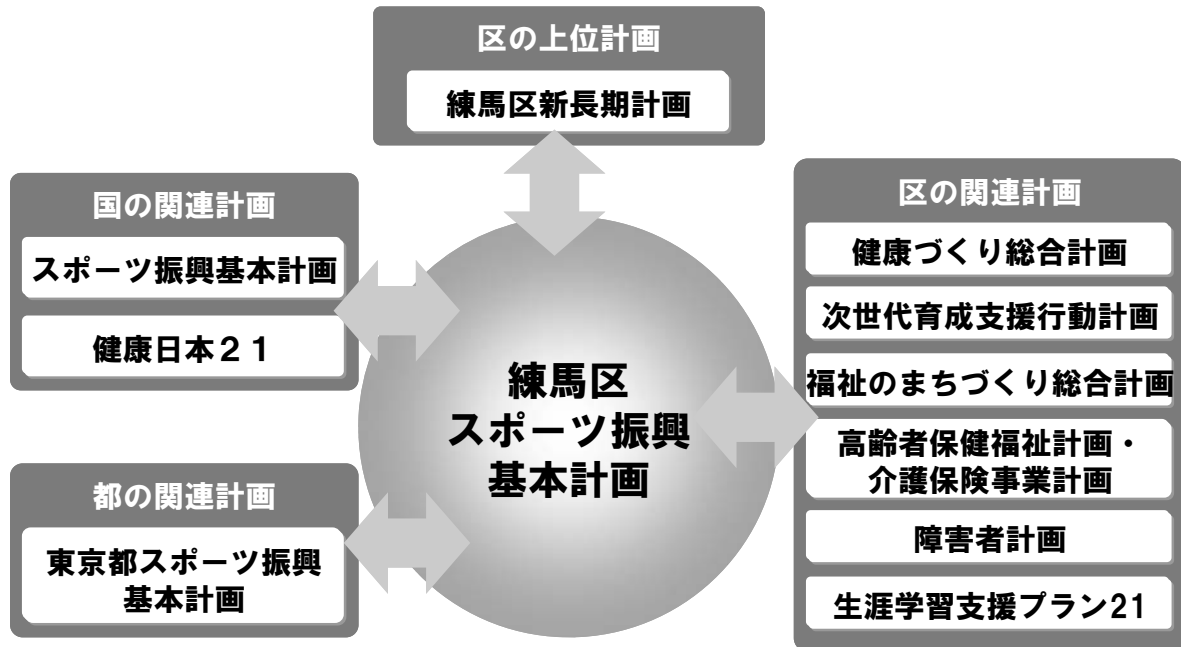
## 2.2 スポーツに関連する政策等の動向

国の政策動向としては、文部科学省が、平成13年度から10か年の計画である「スポーツ振興基本計画」を策定(平成18年に改訂)しました。計画は、「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」、「我が国の国際競争力の総合的な向上方策」の3つの柱で構成され、それに沿った施策が展開されています。また、厚生労働省では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」をとりまとめました。そこには、スポーツに関連して「身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素である」と記載されています。

東京都では、平成14年に策定した「東京スポーツビジョン」を見直し、平成25年開催の第68回国民体育大会(東京国体)や、平成28年(2016年)開催のオリンピック・パラリンピック招致を視野に入れた「東京都スポーツ振興基本計画～スポーツが都市を躍動させる」を策定し、平成20年7月に公表しました。計画には、スポーツが東京に変革をもたらす可能性に着目し、「都市づくりとスポーツ」という観点を盛り込んでいます。

また、区では、区政運営の総合的な行政計画である「練馬区新長期計画」をとりまとめています。さらに、健康づくり、子育て、介護、福祉等、身体活動やスポーツに関連する、様々な領域の計画を策定しています。

図表 2-1 上位計画・関連計画との関係性





写真挿入予定

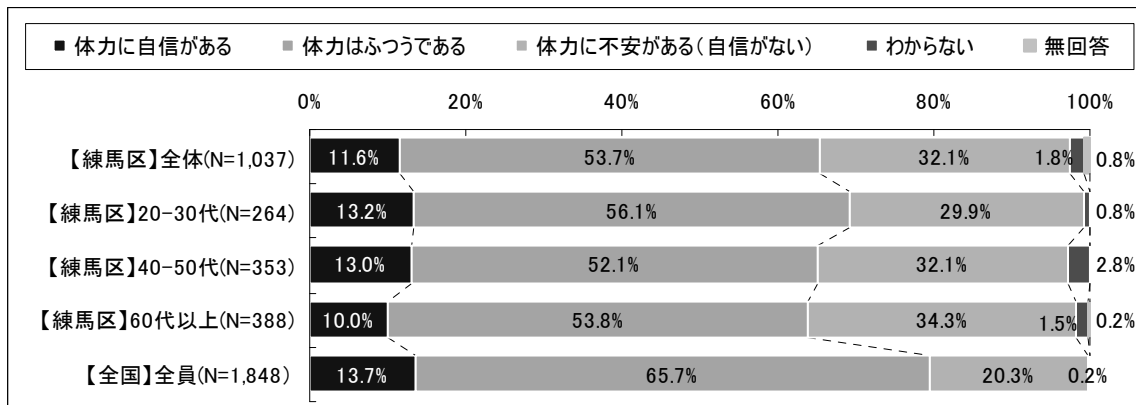
# 第3章 練馬区のスポーツの現況と課題

## 3.1 区民のスポーツ実施状況

### (1) 区民の体力の現状

区民の32.1%が、自分の体力に不安があると感じています。これは、全国調査の20.3%よりも高い割合です。また、子供の体力低下が全国的にも課題となっていますが、区内の小学校5年生男子の体力テストの結果を東京都や全国の平均値と比較すると、「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」で、東京都、全国の平均を下回る結果となっています。

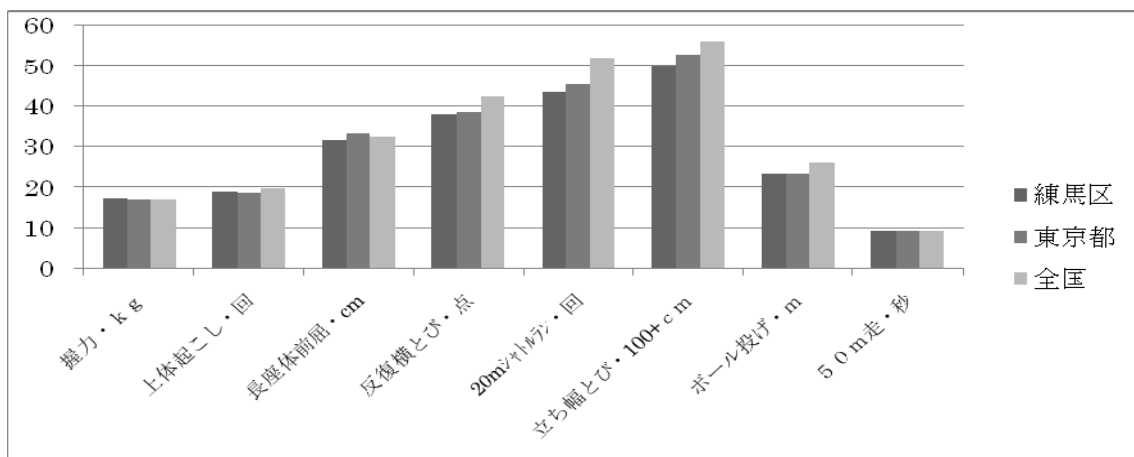
図表 3-1 体力の自信



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成18年度)

\* 全国のデータは、「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成18年度)より

図表 3-2 体力テストの結果(小学校5年生・男子)



出所：体力調査報告書(平成19年度)

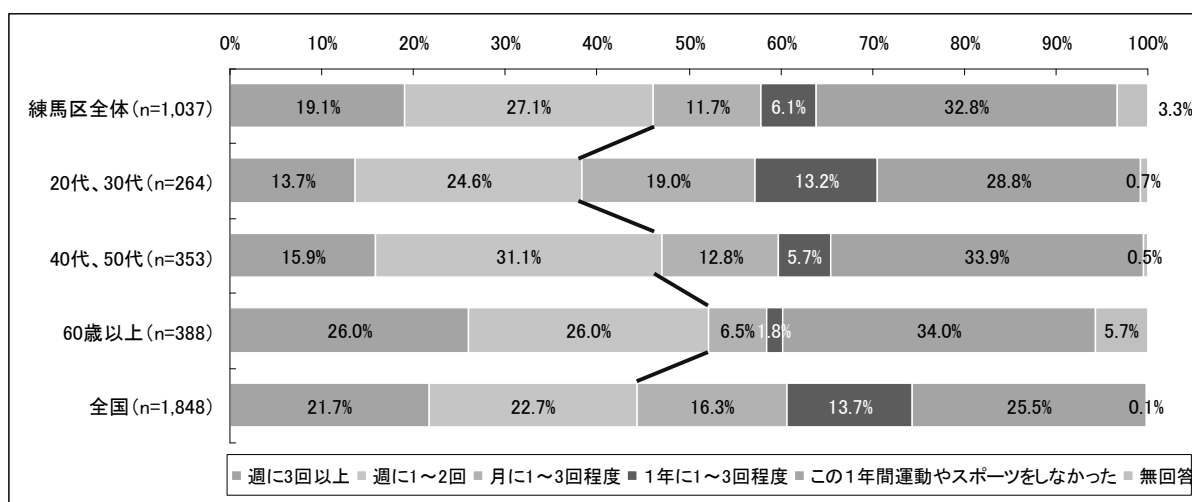
## (2) スポーツ実施率

成人の区民で週1回以上、定期的に運動・スポーツを行っている割合は、46.2%です。これは、全国の44.4%を上回っています。

年代別にみると、年齢が高くなるほど、週1回以上定期的に運動やスポーツを実施する方の割合が増加します。また、40代以上は、20代、30代と比較して「この1年間運動やスポーツをしなかった」と回答する割合が増加します。一方、20代、30代については、40代以上と比較して、「1年間に1回以上運動をした」方の割合が70.5%と一番高くなっている一方で、「週1回以上定期的にスポーツを実施する」方の割合が38.3%と一番低くなっており、運動やスポーツ活動が日常生活に定着していない可能性があります。

今後は、20代、30代の週1回以上のスポーツを実施している方の割合の向上と40代以上のスポーツをしない方の割合の減少が課題です。そのためには、区民の自主的・自立的なスポーツ活動、あるいは、スポーツ活動を区民の生活に定着させるためのきっかけづくり、仕組みづくりが必要です。

図表 3-3 区民のスポーツ実施率



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成18年度)

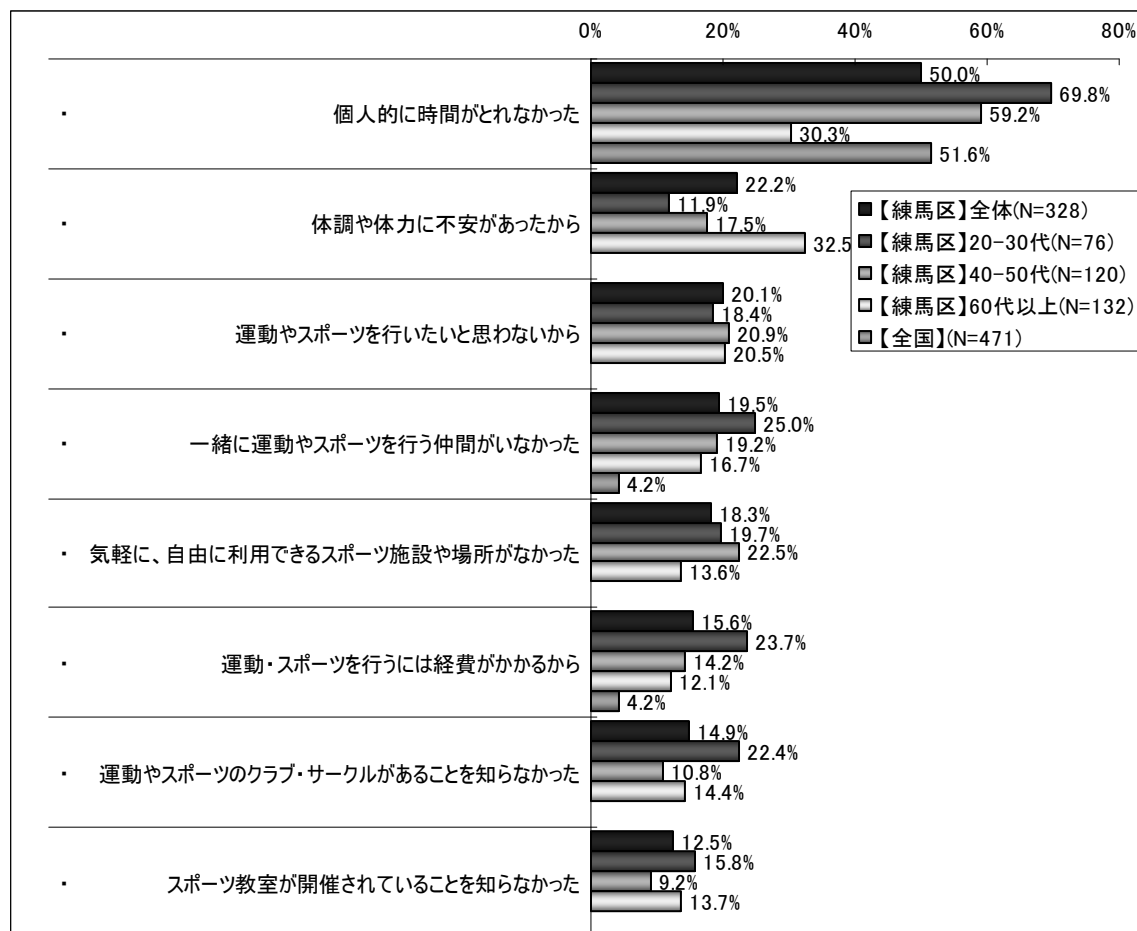
\* 全国のデータは、「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成18年度)より

### (3) スポーツをしない理由

区民がスポーツをしない理由については、この1年間に運動・スポーツを行わなかった区民のうち、50.0%の方が「個人的に時間が取れなかった」と回答しました。20代、30代では特に多く、69.8%が回答しました。全国調査でも、運動・スポーツを行わない理由として、「時間がないから」が最も多くあげられています。次いで、「体調や体力に不安があったから」(22.2%)、「運動やスポーツを行いたいと思わないから」(20.1%)、「一緒に運動やスポーツを行う仲間がいなかった」(19.5%)、「気軽に、自由に利用できるスポーツ施設や場所がなかった」(18.3%)などがあげられています。

今後は、自ら進んで運動・スポーツを行うよう意識啓発を行っていくことやスポーツ施設の機能を充実させること、健康増進や仲間づくりに役立つスポーツ事業を実施することなど多様なニーズに対応したスポーツ機会の創出が必要です。

図表 3-4 運動・スポーツを行わなかった理由



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成18年度)

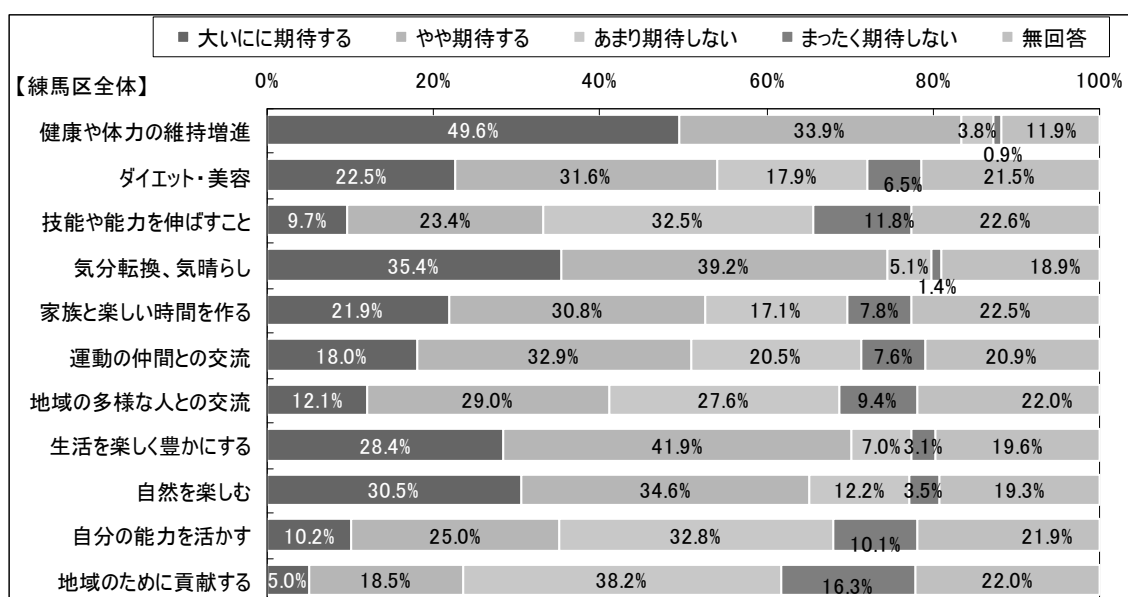
\* 全国のデータは、「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成18年度)より

#### (4) スポーツをする目的や期待

スポーツをする目的や期待については、「大いに期待する」の回答が最も多いのは、「健康や体力の維持増進」の 49.6%でした。次いで、「気分転換、気晴らし」(35.4%)、「自然を楽しむ」(30.5%)、「生活を楽しく豊かにする」(28.4%)などに対してスポーツへの期待が高まっています。

また、「大いに期待する」、「やや期待する」をあわせると、多くの種目で 50%以上の回答があることから、区民個々の目的に応じた、多様なスポーツの機会を提供する必要があります。

図表 3-5 運動・スポーツ活動の目的や期待



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成 18 年度)

## 3.2 スポーツ施設

### (1) 区立スポーツ施設等の状況

区では、区民体育館7館構想に基づき、各地域に区民体育館を設置してきました(平成21年1月開設の中村南スポーツ交流センターが7館目となります)。区民体育館の他にも、総合運動場(1か所)、野球場(4か所)や庭球場(5か所)などの屋外施設や温水プール(6か所)といった区立スポーツ施設があります。平成19年度の区立スポーツ施設の利用者は約150万人でした。

また、区立スポーツ施設以外にも地域の子供の健全な遊び場や区民がスポーツをするための身近な場として、全区立小学校69校の校庭と、区立小・中学校36校の体育館を開放しています。加えて、夏休みの期間には、9校の区立小学校がプール開放を実施しています。平成19年度には、校庭、体育館、プールの開放で合わせて、約130万人の利用がありました。

さらに、区内には、テニス、スイミング、フィットネスクラブなど多くの民間のスポーツクラブがあり、それぞれが自前の施設を持って活動しています。

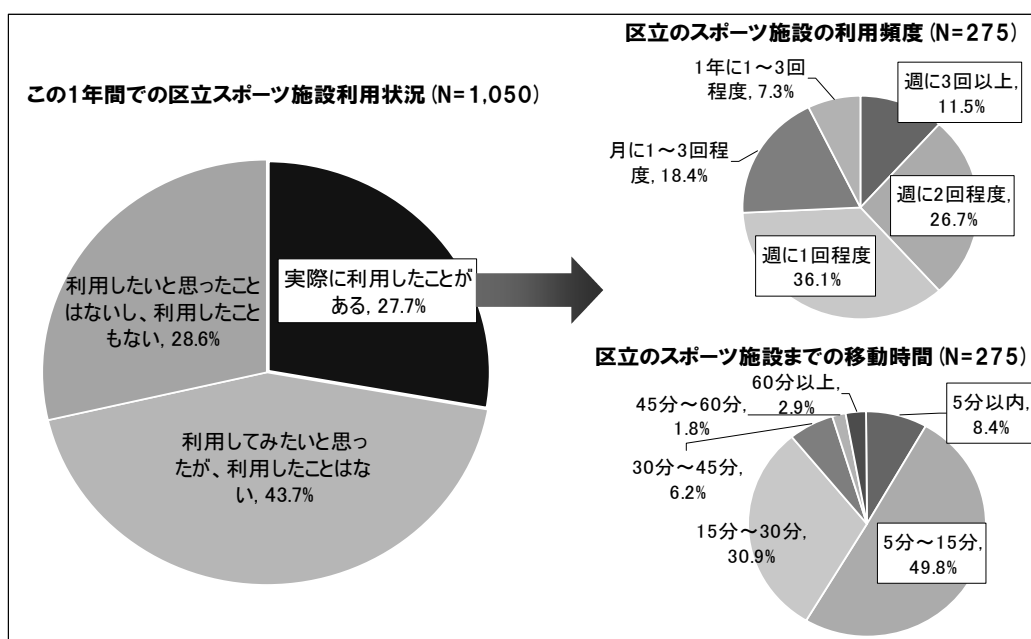
### (2) 区立スポーツ施設利用者の現状

区立スポーツ施設を利用したことがある区民は、全体の27.7%でした。また、利用者の状況をみると週1回以上区立スポーツ施設を利用している区民が74.3%を占めました。

区立スポーツ施設を利用したことがない区民が全体の70%以上を占めることから、今後はより多くの区民に利用してもらうための施設・設備の整備や運営の工夫が必要です。

また、利用者のうち約90%の方が、区立スポーツ施設までの移動時間は30分以内であると回答しています。

図表 3-6 この1年間での区民の区立スポーツ施設利用状況



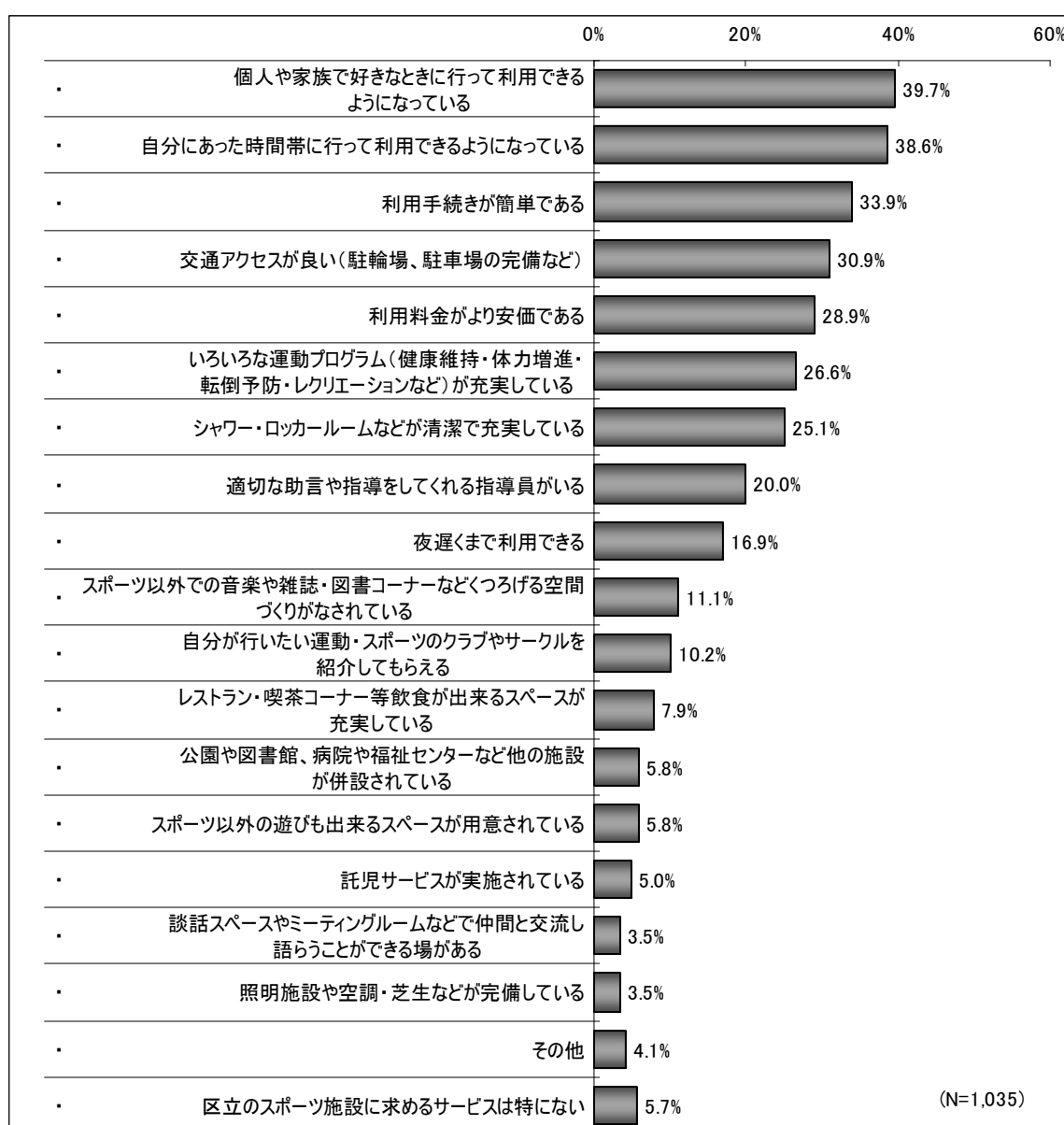
出所:スポーツ振興に関する施設環境調査(平成19年度)

### (3) 区立スポーツ施設への期待

区立スポーツ施設にどのようなサービスや機能があれば利用したいかについて、最も多くあげられたのは「個人や家族で好きなときに行って利用できるよになっている」(39.7%)でした。次いで、「自分にあつた時間帯に行つて利用できるよになっている」(38.6%)、「利用手続きが簡単である」(33.9%)、「交通アクセスが良い」(30.9%)などがあげられており、利用時間帯、手続き、アクセスなどの利便性を高めることが求められています。

また、「レストラン・喫茶コーナー等飲食できるスペースが充実している」(7.9%)、「スポーツ以外の遊びも出来るスペースが用意されている」(5.8%)、「託児サービスがついている」(5.0%)、「談話スペースやミーティングルームなどで仲間と交流し語らうことができる場がある」(3.5%)など、人との交流を深めるための機能を設置することについても求められています。

図表 3-7 区立スポーツ施設に求めるサービス



出所：スポーツ振興に関する施設環境調査(平成19年度)

### 3.3 地域のスポーツクラブ・団体

#### (1) 区内のスポーツ関係団体

区内には様々なスポーツ関係団体があります。社団法人練馬区体育協会には33種の競技団体が加盟し、練馬区スポーツ少年団には12種目のスポーツが登録しています。また、練馬区レクリエーション協会には、5種目のニュースポーツの団体が加盟し、各区民体育館には、総合型地域スポーツクラブが設立されています。また、練馬区教育委員会から委嘱を受けた体育指導委員（平成20年4月現在46名）で構成される練馬区体育指導委員会も存在します。

これらのスポーツ関係団体が区内で活発に活動し、スポーツ教室や講座、イベントの開催等、スポーツに触れる多くの機会を区民に提供しています。また、これらのスポーツ関係団体からは、スポーツ指導者が中学校に派遣され、部活動等の外部指導者としても活躍しています。

図表 3-8 社団法人練馬区体育協会の加盟団体

(平成20年4月現在)

■社団法人 練馬区体育協会		
練馬区軟式野球連盟	練馬区バドミントン協会	練馬区テニス協会
練馬区ソフトテニス連盟	練馬区バレーボール連盟	練馬区なぎなた連盟
練馬区バスケットボール連盟	練馬区アーチェリー協会	練馬区ゲートボール協会
練馬区卓球連盟	練馬区銃剣道連盟	練馬区馬術連盟
練馬区剣道連盟	練馬区ローラースケート連盟	練馬区ダンススポーツ連盟
練馬区柔道会	練馬区空手道連盟	練馬区キャッチバレーボール協会
練馬区弓道連盟	練馬区相撲連盟	練馬区ソフトボール協会
練馬区サッカー協会	練馬区ライフル射撃協会	練馬区トライアスロン連合
練馬区スキー協会	練馬区少林寺拳法連盟	練馬区合気道連盟
練馬区陸上競技協会	練馬区水泳連盟	練馬区ボウリング連盟
練馬区クレ射撃連盟	練馬区自転車連盟	練馬区新体操連盟

図表 3-9 練馬区スポーツ少年団に登録されているスポーツ

(平成20年4月現在)

■練馬区スポーツ少年団			
学童野球	ミニバスケットボール	陸上競技	ソフトボール
少年野球	剣道	なぎなた	卓球
少林寺拳法	サッカー	キャッチバレーボール	バドミントン

図表 3-10 練馬区レクリエーション協会の加盟団体

(平成20年4月現在)

■練馬区レクリエーション協会		
インディアカ協会	グラウンドゴルフ協会	スポーツチャンバラ協会
ターゲットバードゴルフ協会	ティーボール協会	



図表 3-11 区内の総合型地域スポーツクラブ

(平成 20 年 4 月現在)

名称	設立	概要
NPO 法人 コミュニティネット SSC 大泉	H14.8	大泉学園町体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 841 名。「スポーツを通じた子供からお年寄りまで世代をこえて皆が共存できる街づくり」をめざし、卓球や水泳教室などの定例教室や大会などを実施している。
NPO 法人 SSC 谷原アルファ	H14.8	総合体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 387 名。子供の心身の健全な発育に主眼を置き、レスリング、チアリーディング、バレーボール、野外活動などを実施している。
NPO 法人 スポーツコミュニティ桜	H14.9	桜台体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 103 名。より気軽に生涯にわたり文化・スポーツを楽しむ機会と環境を提供するため、水泳事業、ウォーキング、陶芸教室などを実施している。
NPO 法人 光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ	H14.9	光が丘体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 427 名。明るく、豊かな地域社会の形成への貢献および生涯スポーツ・レクリエーションの振興を目的に女子サッカーやフットサルおよびチアダンスなどを実施している。
NPO 法人 総合型地域スポーツクラブ平和台	H14.10	平和台体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 528 名。様々なスポーツや文化活動が楽しめ、地域の人々が日常的に集うクラブ等を目指し、キッズスイミングクラブ、親子de体操教室などを実施している。
NPO 法人 スポーツクラブホワイエ上石神井	H14.12	上石神井体育館を拠点とし、平成 19 年度の会員数は 150 名。地域の世代間交流の促進や地域コミュニティの育成を目指し、ソフトバレーボール、卓球、バドミントンなどの定例活動や、スポーツ教室を実施している。

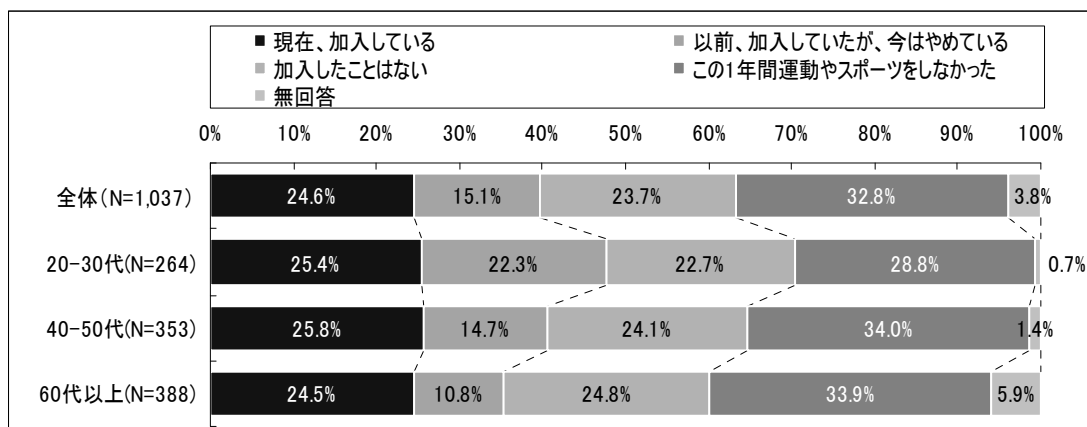
## (2) クラブ、サークル、同好会などの団体への加入状況

団体への加入状況については、現在、クラブやサークルに所属している区民の割合は 24.6%、加入したことがない区民の割合は 23.7%でした。この割合は、年代別にみても、ほぼ同じ割合となっています。一方で、「以前、加入していたが、今はやめている」の割合は、20 代、30 代が 22.3%、40 代、50 代が 14.7%、60 歳以上が 10.8%と、年代が高いほど割合が低くなります。

クラブやサークルの種類については、20代、30代では「民間(商業)のクラブやサークル」(49.2%)や「職場や学校のクラブやサークル」(40.3%)の割合が高く、地域で活動する割合が低くなっています。40代、50代では、「民間(商業)のクラブやサークル」の割合が半数を超えていますが、一方で「地域のクラブやサークル」も 40%を超えるなど、地域での活動も増えてきます。さらに60代以上になると「地域のクラブやサークル」の割合が半数を超え、地域で活動することが主となってきます。

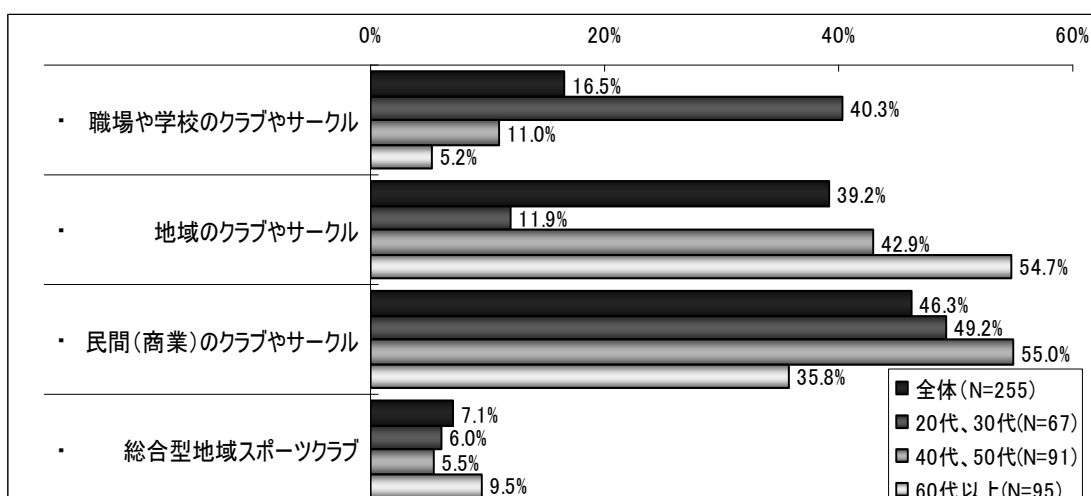
年代や目的などによって加入団体が異なると考えられることから、スポーツに関連する様々な団体の連携を強化することで、効果的なスポーツ振興を図ることができると考えます。

図表 3-12 運動・スポーツのクラブやサークルへの加入



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成 18 年度)

図表 3-13 クラブやサークルの形態



出所：スポーツに関する区民意識意向調査(平成 18 年度)

写真挿入予定

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 4.1 区のこれまでの主なスポーツ振興施策

区は、全国に先駆けて総合型地域スポーツクラブを設立するなど様々なスポーツ振興のための取組を行ってきました。本計画の策定及び推進にあたっては、これまでの区の主なスポーツ振興の成果を踏まえます。

#### ●区民体育館7館構想の推進・達成

区では、区民体育館7館構想に基づき区民体育館を整備してきました。平成21年1月に開設した中村南スポーツ交流センターが7館目となり、区民体育館7館構想に基づく区民体育館の設置が完了となります。

#### ●区立スポーツ施設の整備

区では、区民体育館以外にも、運動場や野球場、庭球場といった屋外スポーツ施設や温水プールなど、区民が身近な場所でスポーツができる環境を整備してきました。

#### ●学校施設の区民開放の推進

区立小中学校の校庭や体育館などの学校施設の区民開放を推進しています。校庭は、昭和20年代から、その他の施設も昭和50年代から個人と団体に開放しています。この運営については、地域住民で組織される学校開放運営委員会や学校応援団を各学校に設置し、自主的に行われています。

#### ●スポーツ関係団体の活動

社団法人練馬区体育協会、体育指導委員会など各種スポーツ関係団体の活動が活発で、スポーツに関する大会、イベント、教室、講習会を開催し、区民がスポーツに接する機会を数多く提供しています。

#### ●総合型地域スポーツクラブの設立

地域住民やスポーツ関係団体を中心となって、区民体育館ごとに総合型地域スポーツクラブを設立してきました。中村南スポーツ交流センターを拠点として設立される総合型地域スポーツクラブが、7つ目のクラブとなります。なお、国のスポーツ振興基本計画では、平成22年度までに、各市区町村に少なくとも1クラブの設立を目指しています。

#### ●区民のスポーツ活動の振興

初心者スポーツ教室や区民体育大会など、子供から高齢者まで幅広い区民を対象としたスポーツ事業を実施し、区民のスポーツ活動の振興を図っています。

## 4.2 計画の基本理念

本計画の策定に先立ち実施した2つのスポーツに関する調査(「スポーツに関する区民意識意向調査(平成18年度)」、「スポーツ振興に関する施設環境調査(平成19年度)」)で明らかになった現状と課題、および区民のニーズや区のこれまでの主なスポーツ振興施策を踏まえて、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざします。

## 4.3 計画の基本目標

基本理念を実現するために本計画の基本目標を、「区民自らがより自主的にスポーツに参加・参画するとともに、地域やスポーツ関係団体、区の協力・連携により、より豊かなスポーツ活動の展開を図ること、スポーツを通して生活や地域を豊かにすること」とし、その目標を達成するための取組を展開します。

また、基本目標には、達成状況を測るための指標及び数値目標を設定することで、計画の進捗状況を把握し、取組の成果を評価しながら、効果的に計画を推進します。なお、数値目標は、現在のスポーツ実施率を踏まえて設定しました。

### ■ 指標及び数値目標

週1回以上スポーツを行う成人の割合を、平成25年度までに、60%以上にする(現状値 46.2%)

また、基本目標を、区民、地域やスポーツ関係団体、区のそれぞれの視点から捉えると、以下のように整理されます。

#### ● 区民の視点：区民のスポーツライフの充実

区民の視点から捉えた基本目標は、区民一人ひとりが自主的にスポーツを行うことにより、豊かなスポーツライフを送ることです。

#### ● 地域やスポーツ関係団体の視点：スポーツを通じた地域の活性化

地域やスポーツ関係団体の視点から捉えた基本目標は、区民に多様なスポーツ機会を提供し、そのスポーツ活動を地域の活性化につなげることです。

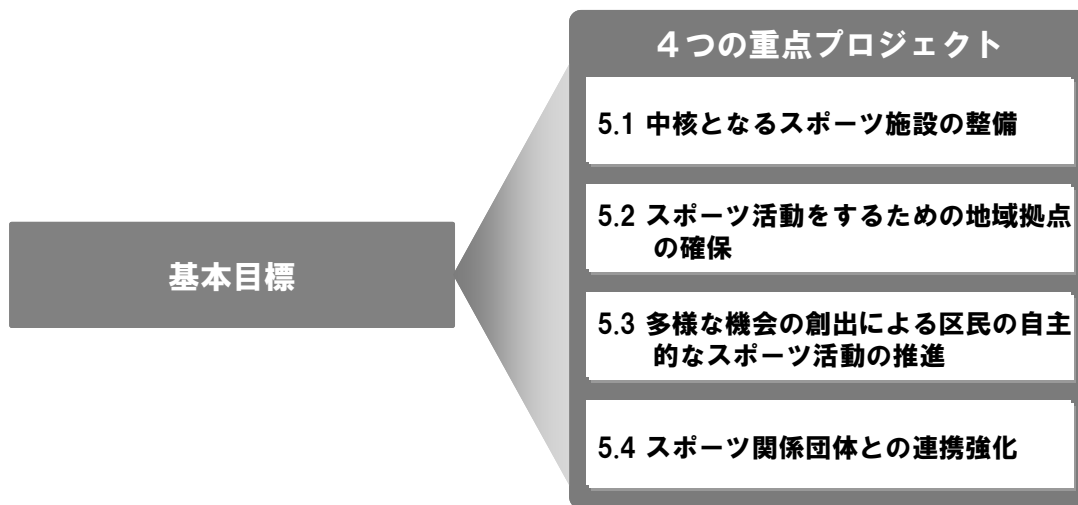
#### ● 区の視点：スポーツ環境の整備

区の視点から捉えた基本目標は、地域やスポーツ関係団体の協力・連携の仕組づくり、活動の基盤となるスポーツ施設の整備等、スポーツの環境を整備することです。

## 第5章 重点プロジェクト

本計画では、基本目標を達成するために「中核となるスポーツ施設の整備」、「スポーツ活動をするための地域拠点の確保」、「多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進」、「スポーツ関係団体との連携強化」の4つを、区が特に力を入れて取り組む「重点プロジェクト」として設定します。

図表 5-1 4つの重点プロジェクト



## 5.1 「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクト

---

### (1) 目的

「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクトにおいては、区のスポーツ施設の中核となる総合体育館や練馬総合運動場の整備やスポーツイベントの開催によって、区民が集い、一体感や地域への愛着を深めるとともに、区民自らが行う「する」スポーツ、試合やイベントなどを観戦する「みる」スポーツ、大会やイベントにボランティアなどで参加する「ささえる」スポーツといった多様なスポーツへの参加の機会を提供することを目的とします。

### (2) 具体的な取組

#### ① 総合体育館の改築

総合体育館は昭和47年に区内で最初の区民体育館として開設し、屋内スポーツ施設の中核的な機能を果たしてきました。しかし、区民の意識やスポーツ活動の変化等により開設当時と今日では、求められる機能や設備にも変化が生じています。温水プールがないことや、アリーナに冷暖房設備がないこと、さらには施設のバリアフリー化が進んでいないことなど現状の施設の機能では、区民ニーズに十分応えられなくなってきました。

そこで、総合体育館を今日の区民のスポーツニーズに応えられる機能を充実させ、今後の「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツの展開にふさわしい屋内スポーツ施設として改築することを検討していきます。

#### ② 練馬総合運動場の改修

「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツ振興を推進するため、練馬総合運動場を、公式競技のできる400mトラックなどを備えた屋外スポーツ施設として改修することを検討していきます。検討にあたっては、敷地内の道路整備計画等との調整を図ります。

#### ③ スポーツイベントの開催

区民やスポーツ関係団体が、「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツとの関わりを持てるようにするためのスポーツイベントを開催します。

中核となるスポーツ施設において、トップアスリートによるスポーツ教室・イベントの開催、プロスポーツチームなどの試合の誘致を検討します。

企画の段階から区民やスポーツ関係団体が参加するだけでなく、当日はボランティアや観戦、応援でも参加することができるイベント等にすることで、「する」スポーツに加えて、「みる」・「ささえる」スポーツの推進を図ります。

## 5.2 「スポーツ活動をするための地域拠点の確保」プロジェクト

---

### (1) 目的

「スポーツ活動をするための地域拠点の確保」プロジェクトにおいては、スポーツ施設の計画的な改修などにより、区民が身近な地域の中でスポーツに親しめる環境を確保することを目的とします。

### (2) 具体的な取組

#### ① 区立スポーツ施設の整備・充実

平成18年1月に策定した「区立施設改修改築計画」に基づく区民体育館の改修や、庭球場や野球場といったスポーツ施設の整備基準の策定など、スポーツ施設の整備・充実に図ります。また、区民体育館7館構想完了後の区民体育館の整備のあり方についても検討していきます。

#### ② 区立スポーツ施設の効果的な運営

スポーツ施設をより効果的に運営するために、指定管理者制度を導入するなど、民間のノウハウを活用していきます。

#### ③ 学校施設の地域への開放

区民がスポーツをするための身近な場として、区立小・中学校の校庭、体育館、プール等を、学校教育に支障がない範囲で開放しています。その開放の運営は、地域住民で主に構成されている「学校応援団」や「学校開放運営委員会」が行っています。また、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体との交流を行うなど、学校開放事業の充実を図ります。



## 5.3 「多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進」プロジェクト

### (1) 目的

「多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進」プロジェクトでは、区、スポーツ関係団体、大学等の研究機関の協力・連携により、多様なスポーツの機会を創出し、区民の自主的なスポーツ活動を促すことを目的とします。

### (2) 具体的な取組

#### ① 多様なニーズに対応した教室・講習会・イベント等の開催

区だけでなく、スポーツ関係団体等も主体となり、それぞれのノウハウを活用しながら、年代別、目的別、スポーツ経験の有無等、様々な層を対象としたスポーツ教室や講習会、イベント等を開催し、区民の多様なニーズに対応していきます。

#### ② 中学校の運動部活動等の支援

スポーツ関係団体の指導者を外部指導員として活用し、中学校の運動部活動の活性化を図ります。また、運動部活動だけでなく、学習指導要領の改訂による平成24年度からの中学校における武道の必修化についても、スポーツ関係団体の協力を得ながら対応していきます。

さらに、地域でスポーツを行いたい生徒のスポーツ活動の場を確保するために、スポーツ関係団体との連携を図ります。

#### ③ 大学・専門学校等との協力・連携

大学や専門学校の教員や学生を指導者や学生ボランティアとして活用したり、学生にインターンシップやイベント企画・運営体験の機会を提供するなど、大学や専門学校等のノウハウや人材を活用するための協力・連携体制を検討します。

## 5.4 「スポーツ関係団体との連携強化」プロジェクト

---

### (1) 目的

「スポーツ関係団体との連携強化」プロジェクトでは、社団法人練馬区体育協会、総合型地域スポーツクラブ、体育指導委員会など各種スポーツ関係団体との連携を強化し、効果的な情報提供の仕組みを整備し、区のスポーツ振興体制を強化することを目的とします。

### (2) 具体的な取組

#### ① スポーツ関係団体との協力・連携

区とスポーツ関係団体の協力・連携、また、スポーツ関係団体相互の協力・連携を図るため、意見交換や情報共有を積極的に行う仕組みを導入し、共催イベント等を開催します。

#### ② 大学・専門学校等との協力・連携(再掲:重点プロジェクト 5.3)

大学や専門学校の教員や学生を指導者や学生ボランティアとして活用したり、学生にインターンシップやイベント企画・運営体験の機会を提供するなど、大学や専門学校等のノウハウや人材を活用するための協力・連携体制を検討します。

#### ③ 民間スポーツクラブ等との協力・連携

運営ノウハウや人材、施設を持っている民間スポーツクラブとの協力・連携体制を検討します。

#### ④ スポーツイベントの開催(再掲:重点プロジェクト 5.1)

区民やスポーツ関係団体が、「する」「みる」「ささえる」の多様なスポーツとの関わりを持てるようにするためのスポーツイベントを開催します。

中核となるスポーツ施設において、トップアスリートによるスポーツ教室・イベントの開催、プロスポーツチームなどの試合の誘致を検討します。

企画の段階から区民やスポーツ関係団体が参加するだけでなく、当日はボランティアや観戦、応援でも参加することができるイベント等にすることで、「する」スポーツに加えて、「みる」「ささえる」スポーツの推進を図ります。

#### ⑤ スポーツ指導者バンクの設置

スポーツ指導者に関する情報を充実させるために、スポーツ関係団体と協力して(仮称)スポーツ指導者バンクを設置します。

#### ⑥ スポーツ関係者、スポーツ関係団体、区民等の情報共有と交流の場の設定

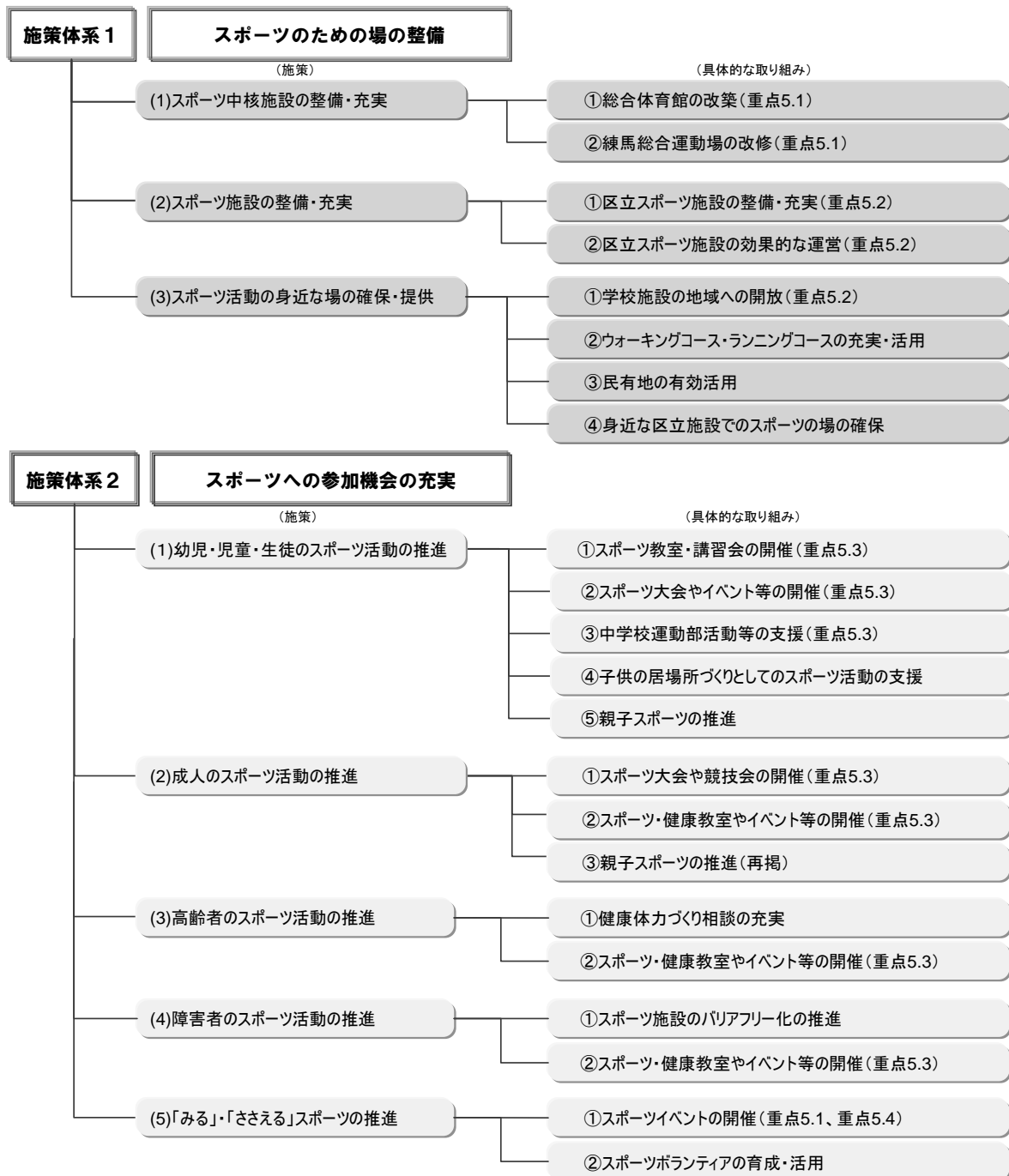
スポーツ関係者やスポーツ関係団体、区民等がお互いの情報共有や交流を図ることができる場を設定します。

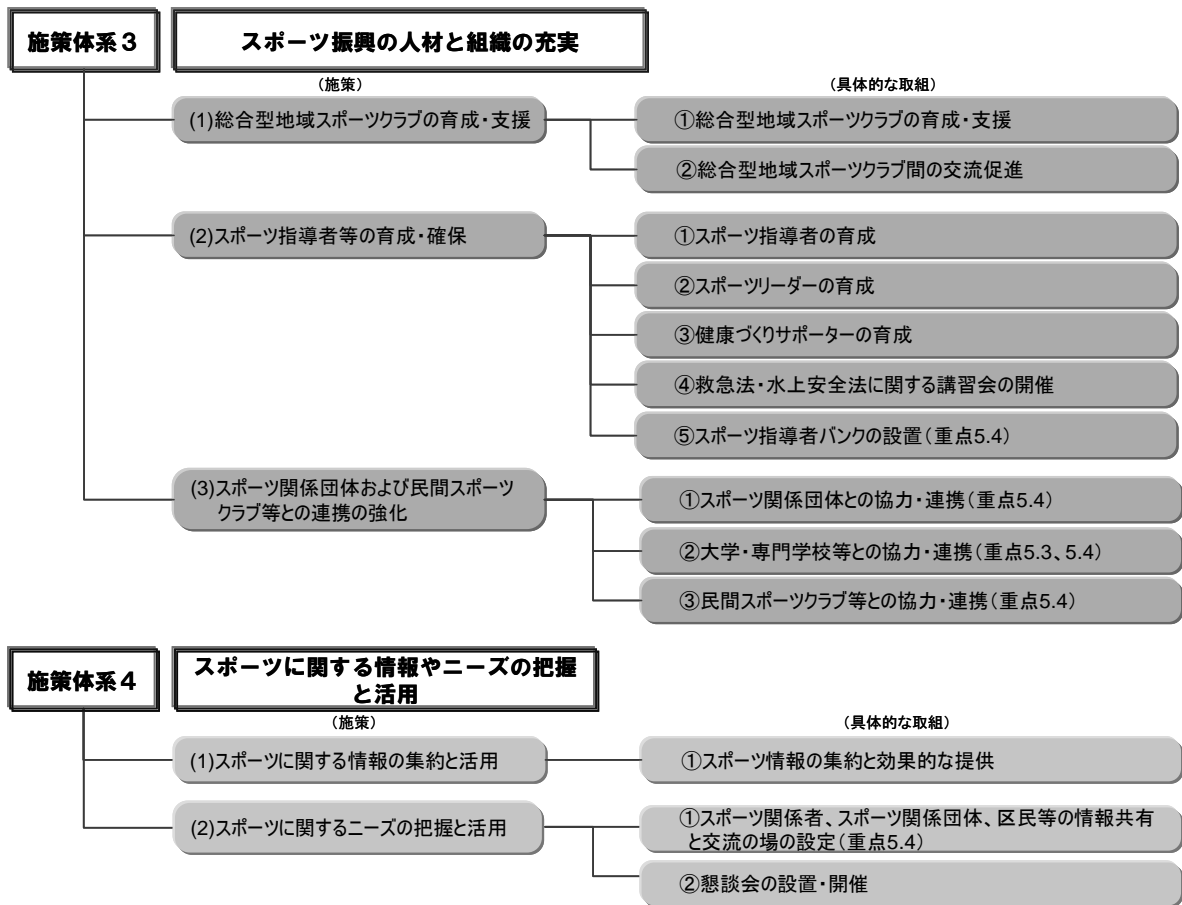
写真挿入予定

## 第6章 施策体系

施策体系は、区やスポーツ関係団体等が実施しているスポーツに関する取組、および今後実施を検討する取組を集約し、本計画に関連する取組を網羅的に整理したものです。施策は、各課と連携して取り組むのもちろんのこと、区民、地域、学校、スポーツ関係団体、民間企業などと協力、連携し、効果的に推進します。

図表 6-1 施策体系図





## 6.1 スポーツのための場の整備

---

区立スポーツ施設を利用したことがない区民は、区民全体の7割を超えています。今後、多くの区民が足を運ぶスポーツ施設にするためには、そこに行ってみたくなるような魅力的で快適な施設とすることや区民にとって使いやすい施設とすることが必要です。

また、スポーツへの参加を促進するには、区民が集い、一体感や地域への愛着を深められるような中核的なスポーツ施設を整備することや、学校施設やウォーキングコースなど区民にとって身近な場所でスポーツをすることができる環境を提供することが必要です。

### (1) スポーツ中核施設の整備・充実

区民が集い、一体感や地域への愛着を深められ、「する」「みる」「ささえる」のスポーツの拠点となる中核的なスポーツ施設を整備します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 総合体育館の改築(重点 5.1)

総合体育館は昭和47年に区内で最初の区民体育館として開設し、屋内スポーツ施設の中核的な機能を果たしてきました。しかし、区民の意識やスポーツ活動の変化等により開設当時と今日では、求められる機能や設備にも変化が生じています。温水プールがないことや、アリーナに冷暖房設備がないこと、さらには施設のバリアフリー化が進んでいないことなど現状の施設の機能では、区民ニーズに十分応えられなくなってきました。

そこで、総合体育館を今日の区民のスポーツニーズに応えられる機能を充実させ、今後の「する」「みる」「ささえる」の多様なスポーツの展開にふさわしい屋内スポーツ施設として改築することを検討していきます。

##### ② 練馬総合運動場の改修(重点 5.1)

「する」「みる」「ささえる」の多様なスポーツ振興を推進するため、練馬総合運動場を、公式競技のできる400mトラックなどを備えた屋外スポーツ施設として改修することを検討していきます。検討にあたっては、敷地内の道路整備計画等との調整を図ります。

### (2) スポーツ施設の整備・充実

区立スポーツ施設の計画的改修や運営面での工夫、区民体育館の整備のあり方について検討するなど、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### ① 区立スポーツ施設の整備・充実(重点 5.2)

平成18年1月に策定した「区立施設改修改築計画」に基づく区民体育館の改修や、庭球場や野球場といったスポーツ施設の整備基準の策定など、スポーツ施設の整備・充実を図ります。また、区民体育館7館構想完了後の区民体育館の整備のあり方についても検討していきます。

②区立スポーツ施設の効果的な運営(重点 5.2)

スポーツ施設をより効果的に運営するために、指定管理者制度を導入するなど、民間のノウハウを活用していきます。

(3)スポーツ活動の身近な場の確保・提供

地域の公園や区立施設を活用し、区民がより身近な場所でスポーツができるよう場の確保・提供をします。

**【具体的な取組】**

①学校施設の地域への開放(重点 5.2)

区民がスポーツをするための身近な場として、区立小・中学校の校庭、体育館、プール等を、学校教育に支障がない範囲で開放しています。その運営は、地域住民で主に構成されている「学校応援団」や「学校開放運営委員会」が行っています。また、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体との交流を行うなど、学校開放事業の充実を図ります。

②ウォーキングコース・ランニングコースの充実・活用

ウォーキングコース、ランニングコースをより安全に利用できるように整備を行うとともに、それらのコースを区民が自主的に活用できるよう、コースマップやガイドブックの作成を行います。

③民有地の有効活用

区民の身近なスポーツの場として利用されている、区民から無償で借り受けた南大泉第二スポーツ広場や大泉学園少年野球場、民間遊び場等の民有地のほかに、区内にある未利用などの民有地を多目的な広場や運動場として提供してもらえる方策について検討します。

④身近な区立施設でのスポーツの場の確保

地区区民館、公民館、青少年館等の区立施設では、体操やダンス等の軽スポーツを目的とした利用にも施設を貸し出しています。また、身近な場所で気軽に運動やレクリエーションを楽しむことができる公園の整備を進めます。

## 6.2 スポーツへの参加機会の充実

---

週1回以上スポーツを実施する区民の割合を向上させるためには、多様なニーズに対応したスポーツへの参加機会を提供することが必要です。そのために、区とスポーツ関係団体の協力・連携だけでなく、スポーツ関係団体間の協力・連携による、それぞれが主体となった講座やイベント等の開催を通じて、様々なスポーツへの参加の機会を区民に提供していきます。

### (1) 幼児・児童・生徒のスポーツ活動の推進

子供のスポーツ活動を推進するために、子供向けの教室、大会、イベント等を開催します。また、中学校運動部活動の支援、子供の居場所づくりのためのスポーツ活動の支援などを行います。

#### 【具体的な取組】

##### ①スポーツ教室・講習会の開催(重点 5.3)

区民体育館や青少年館等で、子供の体力増進も視野に入れたスポーツ教室や講習会を開催します。

##### ②スポーツ大会やイベント等の開催(重点 5.3)

少年少女スポーツ大会、わんぱくキャンプ、少年少女スポーツふれあいひろば等、各種大会やイベントを開催し、子供のスポーツ活動を促進します。初心者をはじめとして子供の誰もが参加できるようにするとともに、トップアスリートを招くなど子供たちが夢や感動を持てるイベント等を開催します。

##### ③中学校運動部活動等の支援(重点 5.3)

スポーツ関係団体の指導者を外部指導員として活用し、中学校の運動部活動の活性化を図ります。また、運動部活動だけでなく、学習指導要領の改訂による平成24年度からの中学校における武道の必修化についても、スポーツ関係団体の協力を得ながら対応していきます。

さらに、地域でスポーツを行いたい生徒のスポーツ活動の場を確保するために、スポーツ関係団体との連携を図ります。

##### ④子供の居場所づくりとしてのスポーツ活動の支援

休日や放課後に子供たちが遊びやスポーツに触れることができる場を提供するため、ねりま遊遊スクールなどの事業を行います。

##### ⑤親子スポーツの推進

学齢前から身体を動かす習慣を身につけるために、親子スポーツ教室、体操教室などを実施します。

### (2) 成人のスポーツ活動の推進

成人のスポーツ活動を推進するために、成人向けの教室、大会、イベント等を開催します。

#### 【具体的な取組】



①スポーツ大会や競技会の開催(重点 5.3)

区民体育大会、女性スポーツ大会等の各種大会や各競技連盟主催の競技会を開催します。

平成25年開催の第68回国民体育大会(東京国体)では、総合体育館において、「銃剣道競技」を開催します。

②スポーツ・健康教室やイベント等の開催(重点 5.3)

スポーツを通じて健康づくりを推進していくため、成人が参加しやすいスポーツ・健康教室やイベント等を開催します。また、スポーツ・健康教室等に保育サービスを設定し、子育て中の親もスポーツが楽しめる環境づくりを進めていきます。

③親子スポーツの推進(再掲)

学齢前から身体を動かす習慣を身につけるために、親子スポーツ教室、体操教室などを実施します。

### (3)高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者のスポーツ活動を推進するために、健康や体力に関する相談機能の充実を図るとともに、高齢者向けの教室、イベント等を開催します。

#### 【具体的な取組】

①健康体力づくり相談の充実

区民体育館等における、高齢者を対象とした健康や体力づくりに関する相談機能の充実を図ります。

②スポーツ・健康教室やイベント等の開催(重点 5.3)

ウォーキング教室、体操教室、筋力アップ教室等、高齢者のためのスポーツ・健康教室やイベント等を開催します。専門的な指導者を配置し、安全を確保するとともに、高齢者の誰もが興味を持ち、参加しやすい事業としていきます。

### (4)障害者のスポーツ活動の推進

障害者のスポーツ活動を推進するために、スポーツ施設のバリアフリー化を推進するとともに、障害者向けのスポーツ教室、大会、イベント等を開催します。

#### 【具体的な取組】

①スポーツ施設のバリアフリー化の推進

区民体育館、プール等、スポーツ施設を誰もが利用しやすいようバリアフリー化を進めます。

②スポーツ・健康教室やイベントの開催(重点 5.3)

障害者を対象としたスポーツ教室、イベント等を開催します。

## (5)「みる」・「ささえる」スポーツの推進

多くの区民が、「する」スポーツに加えて、「みる」・「ささえる」スポーツに関わることのできるスポーツイベントを開催します。また、「ささえる」スポーツを推進するためのスポーツボランティアを育成します。

### 【具体的な取組】

#### ①スポーツイベントの開催(重点 5.1、重点 5.4)

区民やスポーツ関係団体が、「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツとの関わりを持てるようにするためのスポーツイベントを開催します。

中核となるスポーツ施設において、トップアスリートによるスポーツ教室・イベントの開催、プロスポーツチームなどの試合の誘致を検討します。

企画の段階から区民やスポーツ関係団体が参加するだけでなく、当日はボランティアや観戦、応援でも参加することができるイベント等にすることで、「する」スポーツに加えて、「みる」・「ささえる」スポーツの推進を図ります。

#### ②スポーツボランティアの育成・活用

スポーツボランティアについての講習会の開催や、各種イベント等においてボランティアの体験をする機会を設けることにより「ささえる」スポーツの中心となる、スポーツボランティアの育成を図ります。また、スポーツボランティアバンクを設置し、各種イベント、大会等にスポーツボランティアを派遣します。

## 6.3 スポーツ振興の人材と組織の充実

---

効果的なスポーツ振興を推進するために、その担い手となる“人材”と“組織”の充実を図ります。

安全面も含めスポーツの正しい知識をもち、スポーツの楽しさを伝えられる人材の育成・確保は、スポーツを行う区民を増やす上で、鍵を握る重要な政策です。区では、これまでも指導者の育成を積極的に行ってきましたが、今後も、多様な区民のニーズに対応するために、より一層、指導者の充実を図ります。

また、組織については、社団法人練馬区体育協会、体育指導委員会など各種スポーツ関係団体の活動が活発に行われており、各区民体育館には総合型地域スポーツクラブが設立されています。今後は、これらの団体がより主体的に区のスポーツ振興を担うと同時に、区とスポーツ関係団体、民間スポーツクラブや大学等の研究機関との協力・連携、スポーツ関係団体間の協力・連携を強化し、区のスポーツ振興体制の充実を図ります。

### (1) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

区民が、生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場として、各区民体育館を拠点に設立された、7つの総合型地域スポーツクラブの育成と支援を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブがより自立的に活動し、区民がより身近な場所でこのクラブに参加し、スポーツに親しむことができるようにするため、総合型地域スポーツクラブに対し研修や事業委託などの支援を行います。

##### ② 総合型地域スポーツクラブ間の交流促進

7つの総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、意見交換や情報共有ができる場や機会を設けるなど、各クラブの交流を促進していきます。

### (2) スポーツ指導者等の育成・確保

区民のスポーツ活動を支えるスポーツ指導者等の育成と確保のため、指導者育成のための講習会、研修等を、区とスポーツ関係団体がそれぞれ主体的に実施していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① スポーツ指導者の育成

体育指導委員の委嘱と活動支援や、社団法人練馬区体育協会が開催する指導者研修会等、スポーツ関係団体と協力・連携しながら区のスポーツ振興に必要な指導者の育成を図ります。

## ②スポーツリーダーの育成

地域でのスポーツイベントの企画やスポーツの指導、普及活動ができる人材を育成するために、講義と実技からなる「スポーツリーダー養成講習会」を実施します。

## ③健康づくりサポーターの育成

地域で自主的な健康づくりを広める人材を育成するために、運動を通じた健康づくり、食を通じた健康づくりに関する講習会等を開催します。

## ④救急法・水上安全法に関する講習会の開催

夏季の学校プール開放時等の安全を確保するための人材を育成するために、水の事故防止と安全に関する講習会を開催します。また、スポーツ活動中や指導中の事故に対し、適切な処置や対応ができる人材を育成するための講習会等を開催します。

## ⑤スポーツ指導者バンクの設置(重点 5.4)

スポーツ指導者に関する情報を充実させるために、スポーツ関係団体と協力して(仮称)スポーツ指導者バンクを設置します。

## (3)スポーツ関係団体および民間スポーツクラブ等との連携の強化

さらなるスポーツ振興を図るため、スポーツ関係団体や民間スポーツクラブとの連携を強化する取組を行います。

### 【具体的な取組】

#### ①スポーツ関係団体との協力・連携(重点 5.4)

区とスポーツ関係団体の協力・連携、また、スポーツ関係団体相互の協力・連携を図るため、意見交換や情報共有を積極的に行う仕組みを導入し、共催イベント等を開催します。

#### ②大学・専門学校等との協力・連携(重点 5.3、重点 5.4)

大学や専門学校の教員や学生を指導者や学生ボランティアとして活用したり、学生にインターンシップやイベント企画・運営体験の機会を提供するなど、大学や専門学校等のノウハウや人材を活用するための協力・連携体制を検討します。

#### ③民間スポーツクラブ等との協力・連携(重点 5.4)

運営ノウハウや人材、施設を持っている、民間スポーツクラブとの協力・連携体制を検討します。

## 6.4 スポーツに関する情報やニーズの把握と活用

---

スポーツ振興の充実を図るためには、情報を集約し区民に効果的に提供することや、区民の相談機能の充実などを行うことが必要です。また、情報を提供するだけでなく、スポーツ関係者やスポーツ関係団体、区民のニーズの把握に努めることや、情報共有、意見交換の機会や場を設けることなども必要です。

### (1) スポーツに関する情報の集約と活用

スポーツに関する情報を集約し、区民に効果的に提供するための仕組みを構築します。

#### ① スポーツ情報の集約と効果的な提供

これまでスポーツ関係団体が個別に発信していた情報を集約し、スポーツガイドブックやスポーツカレンダー、ホームページ等区民に分かりやすい方法で提供すると同時に、区民が相談するための窓口機能の拡充を行います。

### (2) スポーツに関するニーズの把握と活用

区民やスポーツ関係団体のスポーツに関するニーズを把握し、スポーツ振興方針に反映していきます。

#### ① スポーツ関係者、スポーツ関係団体、区民等の情報共有と交流の場の設定(重点 5.4)

スポーツ関係者やスポーツ関係団体、区民等がお互いの情報共有や交流を図ることができる場を設定します。

#### ② 懇談会の設置・開催

区のスポーツ振興における重要なテーマについては、より多くの区民ニーズを反映するためスポーツ関係者やスポーツ関係団体、公募区民等を含む懇談会を設置・開催します。

## 第7章 計画の推進に向けて

### 7.1 計画の推進体制

計画の推進に向けては、区民、地域やスポーツ関係団体、区などが、協力・連携を図ると同時に、それぞれが主体的なスポーツ振興の担い手となって取り組むことが重要です。効果的な計画の推進に向けては、各団体等に、以下のようなことが期待されます。

	期待される役割
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでスポーツを行っていなかった区民には、身近なところで身体を動かすことや、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツへの参画も含めて、スポーツと触れ合うための一歩を踏み出すことが期待されます。</li> <li>・これまでスポーツを行っていた区民には、より自主的にスポーツを行うとともに、スポーツを通して、生活や地域を豊かにすることを意識することが期待されます。</li> </ul>
地域やスポーツ関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体の持つノウハウを活用し、区民に多様なスポーツの機会を提供することが期待されます。</li> <li>・各地域における区民のスポーツ活動を促進し、個々のスポーツ活動を地域の活性化に結びつけるための機会やきっかけを提供することが期待されます。</li> <li>・区との協力・連携及び団体相互の協力・連携を強化し、区のスポーツ振興の一翼を担うことが期待されます。</li> </ul>
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の自主的なスポーツ活動の基盤となる、施設整備を行います。</li> <li>・スポーツ関係団体を育成、支援することで、区のスポーツ振興を促進します。</li> <li>・スポーツ関係団体間の情報共有、意見交換の場を設定することで、推進体制の強化を図ります。</li> <li>・スポーツに関する情報を集約し、効果的に発信することで、区民のスポーツ活動を促進します。</li> <li>・庁内各課との協力・連携を図り、教育、子育て、介護、福祉、健康づくり、地域づくり等、スポーツに関連する分野の施策との整合性を図ります。</li> </ul>

## 7.2 計画のスケジュールと評価

---

本計画は、区の生涯スポーツ振興の理念や方向性、取組内容について示すものです。具体的なスケジュールや実施方策については、区政運営の総合的な行政計画である練馬区長期計画(計画期間5年)及び長期計画に掲げた事業の道筋を明らかにする練馬区中期実施計画(計画期間3年)の中で計画化を図ります。

計画の取組状況は、教育委員会が行う「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価」や行政評価制度に基づき施策や事業の点検、評価、見直しを行い、評価結果については、インターネット等で公表していきます。

また、指標および数値目標に掲げた区民のスポーツ実施率のほか、スポーツ活動の満足度等の意識・実態について、中間年度である平成23年度に調査、評価を行い、計画の見直しを行います。

## 7.3 スポーツが盛んなまち“ねりま”の発信

---

区は、これまでも全国に先駆けて、さまざまなスポーツ振興に取り組んできました。本計画の策定を契機に、これまで以上にスポーツが盛んなまち“ねりま”を目指し着実に計画を推進していきます。同時に、区のスポーツに対する取組姿勢を区の内外にアピールできる方策についても検討していきます。

**発 行**

**練馬区教育委員会**

**生涯学習部 スポーツ振興課 振興係**

**(所在地) 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1**

**(電 話) 03-5984-1948(直通)**

**(F A X) 03-5984-1221**

**(電子メール) sports05@city.nerima.tokyo.jp**

**※ご意見の提出は、2月20日(金)(必着)までに**

**郵送、FAX、電子メールのいずれかで**

**お願いいたします(様式自由)。**